

3 西海学第61号
令和3年4月27日

各小・中学校長様

西海市教育委員会学校教育課長

新型コロナウイルス感染症対策にかかる
部活動の取扱いについて（4月27日時点）

標記、部活動の取扱いについては、令和3年4月10日付、3西海学第61号での通知内容に基づき、実施しているところです。

しかしながら、県内の感染状況が拡大しているため、各学校における部活動に関しては、当面の間、下記に基づいた取扱いとします。

なお、参考として各県立学校あてに通知されている文書を添付します。

また、日々状況が変化しているため、感染の状況によっては今後も対応を見直すことがあることを申し添えます。

記

1 部活動の実施について

- 部活動においては、「学校の新しい生活様式」の第3章「具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について」に基づき、十分な新型コロナウイルス感染症対策の措置を講じた上で、実施可とする。
- 健康観察を実施し、体調がすぐれない生徒は参加させないこと。（発熱、咳やのどの痛みなど）
- 部活動への参加については、生徒本人・保護者の意向を尊重すること。

2 大会等の参加について

- 合同練習会や練習試合、合宿、演奏会、地域行事への参加など、他校等との交流は、県内での日帰りのみとし、宿泊を伴う合宿や交流は実施しないこと。（県外チームを県内に招聘することも含む。）
また、県内の交流においても地域の感染状況に配慮すること。
- 大会への参加については、県内のみとするが、中央競技団体等や中体連・中文連が主催・共催・後援する全国大会・九州大会・県大会等への出場は可とする。ただし、参加の場合は、事前に西海市教育委員会と協議すること。（県HPに掲載の「感染者が拡大している地域」などを参考に、該当地域の感染状況に十分注意し、移動や宿泊先における感染防止対策を徹底すること。）

3 その他

- 室内で生徒同士が近接距離で行う合唱や管楽器演奏は、可能な限り避けること。